

# ベトナム新統一企業法の主な改正点

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Tran Thi Kim Thu)

## はじめに

ベトナム計画投資省外国投資庁の統計によると、ベトナムは、多くの外国投資を誘致している国の1つであり、外国投資家はベトナム市場を魅力的な投資環境であると評価している。

近年、ベトナム政府は外国投資家によるベトナム進出への好条件を作り出すことを目標として、行政手続きに関する多くの改善策や政策を提案している。特に、2014年統一企業法が承認されたことにより、市場において国営企業及び民間企業の競争がより適正に行われ、透明性も一層高まることが期待されている。

本レポートでは、今回の改正がベトナムにおける企業設立手続き及び企業活動の管理に及ぼす影響について、現在の2005年統一企業法 No. 60/2005/QH11号（以下、「現行法」）及び新しい2014年統一企業法 No. 68/2014/QH13号（以下、「新法」）の改正点をふまえながら、企業登録証明書の申請手続き、印鑑作成・管理の自由化、法的代表者の規定追加について解説する。

現行法に代わり、2014年11月27日に国会で承認された新法が2015年7月1日に発効する。新法の改正点を現行法と比較しながら説明する。

## 1. 企業登録証明書の申請手続き

企業登録証明書（ビジネスライセンス）は、企業が市場に参加することを承認する目的で発行されるものと解釈される。新法では、企業登録証明書の登録手続きが簡素化することにより所要時間が短縮され、企業登録証明書上に記載される企業情報も少なくなる。当改正には、企業の行政手続きにかかる時間・費用を削減する目的があり、さらに政府の市場管理方法が「事前検査」から「事後検査」にシフトすることを意味している。

- 登録手続き：
  - 検討期間：10営業日（旧）から3営業日（新）に引き下げられる。
  - 申請書類：変更なし。新法では、無犯罪証明書の提出を要求される可能性がある。また、労働者数の情報を記載する必要がある。

新法により、申請書類を登録する際、条件付事業に対しては、法定資本金証明書及び事業実施許可書または他の許可書などが不要となる。ただし、企業は事業活動を行う上で、必要条件を満たしていることを自社で確認する必要があることに留意する。

- 企業登録証明書の内容：

企業登録証明書上に記載される情報は簡素化され、下記の情報は今後記載されない。

- 駐在員事務所、支店
- 事業内容

従って、企業は法律上禁止されていない分野・業種に対して、行政機関の審査を受けることなく、自由に営業活動を行うことができるようになる（ネガティブアプローチ）。ただし、事業内容を変更する場合は、行政機関に報告する必要がある。もし必要な条件を満たさず営業を行う場合、検査時に罰金が科せられるものと考えられる。

企業登録証明書は、従来、主にベトナム国内企業に発行されていた証明書だが、新法では、現行法の規定「投資証明書は企業登録証明書を兼ねる」が撤廃され、さらに企業登録証明書の申請書類のうち、外資系企業に対しては投資証明書の公証コピーが必要と規定されている。そのため、外資系企業の新規設立の場合、新法の発効後には、別途、企業登録証明書を取得しなければならなくなると考えられる。

また、外資系企業に対して投資証明書の制約があるため、ベトナム国内企業と同様の自由な営業活動を行うことができないと考えられる。

## 2. 印鑑作成・管理の自由化

印鑑の役割が縮小する環境下、今回の新法では印鑑管理に関する規定が緩和された。従来のように行政機関への登録は不要となり、企業は自社で印鑑の形態・数量を決定する権利を持つ。印鑑には、社名及び企業コードを記載しなければならない。印鑑の利用を開始する前に営業登録管理機関に通知するほか、新しく設置されるベトナム国家ビジネス登録パネルウェブサイト上でも通知する必要がある。

## 3. 法的代表者の規定追加

企業の法的代表者に関する規定が新法に追加された。それによると、株式会社、有限会社の法的代表者として1人以上が就任することが可能となる。また、その内の1人はベトナムに常駐する必要がある。

## 終わりに

上記の新法における改正点は、ベトナム政府が投資環境を改善するために立案したと考えられ、政府の市場管理が緩やかになったことを示している。外国投資家の会社設立手続きが簡素化、明確化されたため、ベトナムに進出する好条件が増えたと考えられる。それにより、ベトナム市場に参入する企業の増加が想定される。一方で、外国投資家は投資法に基づき発行される投資証明書 of 制約があるため、統一企業法の規定が適用されない部分があることに留意いただきたい。

外資系企業に対する影響を含め、現時点で不明確な部分がまだ多い。新しいガイダンス法令や情報などを入手次第、引き続きアップデートする。

### 【参考と引用文献】

1. 2014年11月26日付、統一企業法 No. 68/2014/QH13
2. 2005年11月29日付、統一企業法 No. 60/2005/QH11